

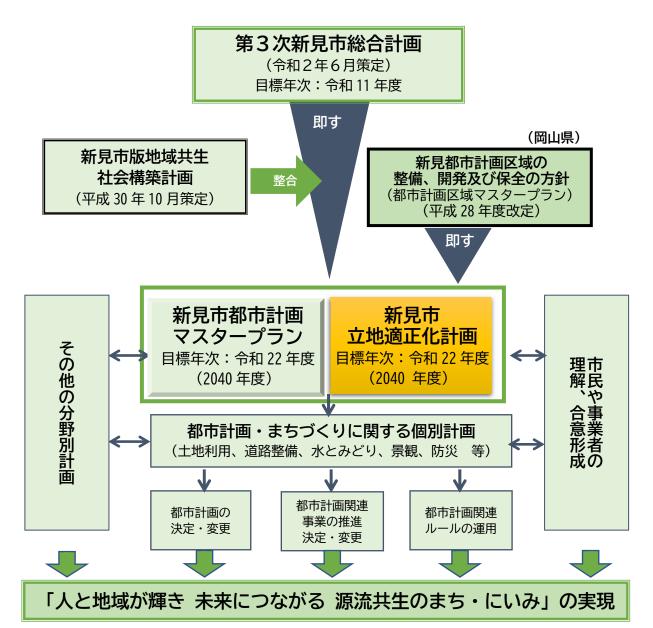


第2章 上位・関連計画

2-1 新見市立地適正化計画の位置づけ

「新見市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条の規定により、市町村が策定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」です。

「新見市立地適正化計画」は、第3次新見市総合計画や県が定める「新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければなりません。また都市再生特別措置法第82条の規定により、「新見市立地適正化計画」に記載する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」は、新見市の都市計画に関する基本的な方針である「新見市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。







2-2 上位計画

第3次新見市総合計画

策定年次: 令和 2 年 6 月 **目標年次**: 基本構想/行動計画…令和 2 ~ 11 年度 (2020~2029 年度)

【基本理念】

【将来像】

自主自立と協働、人と環境の調和、地域資源

人と地域が輝き

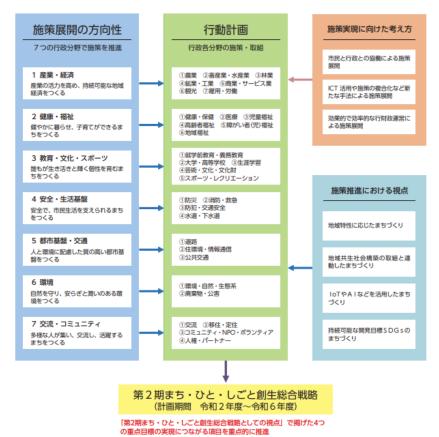
の活用、未来への展望と責任

未来につながる 源流共生のまち・にいみ

【基本目標】

産業成長:産業が育ち、地域経済が躍動する「産業成長」のまち 希望創造:若者が夢と誇りを持ち、未来を描く「希望創造」のまち 健康共生:誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち 自然共存:森林と源流、石灰岩台地が息づく「自然共存」のまち

【施策の展開の方向】



【都市づくりに特に関連する施策】

(1) 「産業・経済」 産業の活力を高め、持続可能な地域経済をつくる

(2)「健康・福祉」 健やかに暮らせ、子育てができるまちをつくる

(3)「教育・文化・スポーツ」 誰もが生き活きと輝く個性を育むまちをつくる

(4) 「安全・生活基盤」 安全で、市民生活を支えられるまちをつくる

(5)「都市基盤・交通」 人と環境に配慮した質の高い都市基盤をつくる

(6)「環境」 - 自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる

(7) 「交流・コミュニティ」 多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる





(岡山県の計画)

新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

策定年次:平成 29 年 3 月 **目標年次**:策定からおよそ 20 年後

【基本理念】

【目標】

「県北西部の中心 にふさわしい活力 ある都市づくり」

・人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり

- ・にぎわいのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり
- ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- ・環境にやさしい都市づくり
- ・産業振興による活力のある都市づくり
- ・個性と魅力あふれる都市づくり
- ・連携による相互補完を目指した都市づくり

【基本方針】

1. 土地利用の方針

- (I) 市街地では現行の用途地域にもとづき土地利用を誘導
- (Ⅱ)市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境を保全

2. 交通体系の方針

- (I) 公共交通の拠点の充実、サービスの向上
- (Ⅱ)災害に強く、生活や産業を支える交通ネットワークの充実
- (Ⅲ)必要に応じた計画の見直しによる効率的な施設整備

3. 都市施設の整備の方針

- (I)計画的な下水道整備の推進
- (Ⅱ)計画的な治水対策の推進
- (Ⅲ) 計画的な公共施設の整備

4. 市街地整備の方針

- (Ⅰ)計画的な都市基盤の整備 (Ⅱ)低・未利用地の有効利用
- 5. 自然的環境の整備・保全の方針
- (I)自然環境や緑地の保全 (Ⅱ)公園や緑地の維持・保全と緑化の推進

【都市づくりに特に関連する配置・整備水準等の方針】

《商業業務地》 ・新見駅を含む新見市中心部の既成市街地に配置

・既成市街地内に、住宅地の日常の購買需要を賄う商業地を配置

《工 業 地》 ・新見インターチェンジ周辺の西方地区、上市地区などに工業地を配置

・環境面に配慮した工業地として育成

《住 宅 地》 ・中高層を含む比較的高密度の住宅地を市街地の中心部に配置

・中低層を含む比較的ゆとりある密度の住宅地を中心部以外の市街地に配置

・専用住宅地は防災・減災に配慮しながら市街地の周辺部に配置

・社会状況の変化に応じ地域の拠点や公共交通の利便性に配慮した再配置を検討

・地域課題や土地利用に関する基本的な考え方を考慮しながら効率的に整備 《道 路》

《交通体系》 ・環境負荷が小さい鉄道の利用促進、鉄道との連携も考慮したバス網の構成

・下水道は、既成市街地を優先的に整備 《都市施設》

・河川は、高梁川等緊急性の高いものから順次整備、多自然川づくりを推進

・公共施設の効率的かつ合理的な維持運営や整備の推進

・市街地内の都市基盤の整備、都市機能の向上 《市街地整備》

・低・未利用地における市街地開発事業や地区計画制度、民間活力等の活用





新見市都市計画マスタープラン

策定年次: 令和 2 年 11 月 **目標年次**: 令和 22 年度(2040 年度)

【都市づくりの将来像】

未来につなぐ「産業・健康・自然」共生のまち・にいみ

【都市づくりの目標】

基本目標1 計画的な土地利用・都市施設整備によるまとまりのある都市環境の形成

- 基本方針 1 人口減少と高齢化に対応したまとまりのある都市づくり
- 基本方針2 無秩序な土地利用の抑制と土地利用の整序化
- 基本方針3 市街地における都市機能の集約・高密度化

基本目標2 地域の活力と利便性、安全性を高めるバランスのとれた都市環境の形成

- 基本方針 1 市の個性を活かした市街地における新たな活力の創造
- 基本方針2 日常生活の利便性と景観・防災面に配慮した道路網の整備
- 基本方針3 高齢者・障がい者や若者等に配慮した魅力ある住宅供給と良好な住環境整備による定住化の促進
- 基本方針4 バリアフリーや防災性の視点を考慮した都市施設の維持・更新
- 基本方針5 総合的な防災対策の推進

基本目標3 地域の自然と都市が共生する人にやさしい都市環境の形成

- 基本方針1 豊かな自然資源の保全と利活用
- 基本方針2 農地の無秩序な転用や耕作放棄地の増加を防ぐために有効な土地利用の推進
- 基本方針3 高梁川を中心に河川を利用した環境整備の拡充

基本目標4 市民と行政の協働による都市づくりの推進

基本方針 1 市民と行政の協働の仕組づくりと支援体制の強化

【都市づくりに特に関連する施策の方針】

《土地利用の方針》

- ○持続可能なまとまりのある都市づくりへの転換
- ○質の高い居住環境の形成
- ○多様な商業・業務地系の土地利用の誘導
- ○豊かな自然環境の適正管理と活用
- ○新たなにぎわいの創出による都市の魅力づくり
- ○土地利用の総合的な見直し・調整

《交通施設の方針》

- ○多極ネットワーク型のまちづくりを支える骨格づくり
- ○公共交通の利用促進に向けた環境整備
- ○人にやさしい交通環境の形成
- ○持続可能な維持管理体制づくり

《都市防災の方針》

- ○災害に備えたまちづくり
- ○多様な主体との協働による安心なまちづくり





2-3 関連計画

新見市過疎地域自立促進市町村計画

策定年次:平成 27 年度 **目標年次**:平成 28~32 年度 (2016~2020 年度)

【基本目標】

- ① 『あたたかい「福祉のまち」~笑顔があふれ みんなが手をとりあうあたたかいまち~』
- ② 『はばたく「産業のまち」〜新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち〜』
- ③ 『ゆたかな「文化のまち」~いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち~』
- ④ 『かいてきな「環境のまち」~安全・安心を実感できる快適なまち~』

【基本方針】

1. 産業の振興

- (I)農業・林業における基盤整備
- (Ⅱ) 地場産業の振興
- (Ⅲ) 技能修得施設・生産施設の整備
- (IV)企業誘致の推進・起業の促進
- (V) 中小企業・新分野進出への支援
- (VI) A級グルメフェアの実施
- (VII) 地域商品券の活用、周遊型観光ツアーへの助成 など

2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (I)道路・橋梁の改良
- (Ⅱ)情報化のための施設整備
- (Ⅲ) 公共交通網の維持・充実
- (IV) 地域間交流の促進 など

3. 生活環境の整備

- (I) 簡易水道、公共下水道の整備
- (Ⅱ) ごみ処理施設の改良
- (Ⅲ)消防施設の設備整備
- (IV) 市営住宅の環境改善 など

4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (I) 認定こども園の整備
- (Ⅱ)子育て支援 など

<u>5. 医療の確保</u>

(Ⅰ)診療施設の設備等の整備 など

6. 教育の振興

(Ⅰ)学校施設の設備改善(Ⅱ)ICT教育の推進 など

7. 地域文化の振興等

(Ⅰ)市指定文化財の保護 など

8. 集落の整備

(Ⅰ)地域づくり団体の支援(Ⅱ)空家等対策の推進 など

【都市づくりに特に関連する事業】

《企業誘致》·企業誘致推進事業、企業誘致工場等建設事業

《道路・橋梁》・道路・橋梁の改良事業

《公共交通網》・市街地循環バス運行事業、デマンド交通運行事業

《水道・下水道》・公共下水道事業

《市 営 住 宅》 ・市営住宅ストック改善事業

《子育て施設》・認定こども園整備事業





新見市版地域共生社会構築計画

策定年次:平成 30 年 10 月 **目標年次**:概ね3年間

【基本理念】 「人と地域が元気なまち」

【基本方針】

1. 意識の醸成

「住民自治」を基本とし、地域づくりの主体として積極的に活動するという意識をもち、地域活動や市民活動を担う

2. 情報と目的意識の共有

住民と行政が協働して、地域づくりに取り組む対等な関係を築くため、双方向からの適切な情報の提供と共有に努める

3. 協働による地域づくり

課題の検討、企画段階から行政が積極的に関わり、市職員が連絡調整役等を担うことにより、効果的な取組につなげる

4. 持続的に活動できる仕組みづくり

地域内の資源を活かし、循環させることによって、住民の暮らしと地域社会を支えながら豊か さをももたらす仕組みづくりを検討

【取組み内容】

1. 地域運営組織

(I) 地域課題の解決等に取り組む「地域運営組織のネットワーク」の構築

2. 人材

- (I) 住民主体の地域づくりを支援するため、「地域担当職員」を配置
- (Ⅱ)介護保険法の規定に基づく「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置

3. 活動資金

(Ⅰ)地域運営組織の資金として「一括交付金(仮称)」制度の創設を検討

4. 拠点施設

- (I) 既存の「市民センター」、「ふれあいセンター」及び「公民館」の拠点施設としての活用 を検討
- (Ⅱ)その他の地区集会所や空家・空き店舗の活用の検討

5. 大学を活かしたまちづくり

(]) 地域共生社会推進事業

地域共生社会の意識づくり、大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援

(Ⅱ) 福祉教育環境整備事業

子育て環境の整備、市民の健康維持・増進、介護・介護予防、研究環境の整備及び研究成果の 活用

(Ⅲ) 大学成長戦略支援事業

民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備

【都市づくりに特に関連する目標・施策】

《拠 点 施 設》 ・地域運営組織の拠点施設として空家・空き店舗の活用を検討

《地域共生社会》 ・大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援

《大学成長戦略》・民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備





新見市公共施設等総合管理計画

策定年次:平成 29 年 3 月 **目標年次**:平成 29~38 年度 (2017~2026 年度)

【基本理念】

「公共サービス水準の維持・向上のため、継続的 に公共施設等の把握及び分析を行い、『量』、『質』、 『コスト』を見直し、施設機能の向上を図る」

【目標】

《公共建築物の延床面積の削減目標》 ・今後 10 年間: 21,090 ㎡(6.5%) ・今後 50 年間: 105,452 ㎡(32.4%)

【基本方針】

1. 『量』の見直し

(I)施設総量の適正化

固定資産台帳を活用し、施設総量を把握 市民ニーズ、費用対効果等を踏まえながら施設総量の削減に取組む

(Ⅱ) 効率的な施設配置 公共施設の複合化や集約化に努める

2. 『質』の見直し

(I) 予防保全の視点

定期的な点検による劣化状況の把握に努め、予防保全の視点から検討

(Ⅱ) 長寿命化等の推進

計画的な維持管理等を通じて施設の長寿命化を図る安心して利用しやすい施設とするための耐震化やバリアフリー化を推進

3. 『コスト』の見直し

(I) 更新費用の縮減と歳出の平準化 長寿命化等による更新費用の縮減と平準化を図る

(Ⅱ)維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や業務内容の見直し 省エネルギー設備等の導入を推進し、維持管理費用の縮減を図る

(Ⅲ) 民間活力の導入

PFI 等の官民連携手法を活用した施設整備と、管理運営方法の見直しを検討

【都市づくりに特に関連する施策】

《延床面積の削減目標》・今後 10 年間で 21,090 ㎡ (6.5%) 削減

・今後 50 年間で 105,452 ㎡ (32.4%) 削減

《 高 齢 者 福 祉 施 設 》・施設の利用状況や周辺の民間施設の配置等を踏まえ、必要量を検討

《子育て支援施設》・「新見市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて適正規模を確保

《 ス ポ ー ツ 施 設 》・将来における施設の必要量を整理し、統廃合や管理体制を検討

《 産 業 系 施 設 》・施設の利用状況や施設配置等を踏まえ、統廃合や譲渡を検討

《 学 校 施 設 》・更新の際には周辺公共施設の機能の集約化等を検討

《 医 療 施 設 》・施設の利用状況や周辺の民間施設の配置等を踏まえ、必要量を検討

《 行 政 系 施 設 》・行政機能の集約化や他機能施設との複合化を検討

《 公 営 住 宅 》・「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき将来における必要量を精査

《 上 下 水 道 》・将来的な人口減少を勘案し、更新の際には適正な施設規模への縮小 を検討

《 橋 梁 》・「新見市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、計画的に修繕・更新

《 公 園 》・「新見市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・更 新により長寿命化を図る





新見市住生活基本計画

策定年次:平成 31 年 **目標年次**:平成 31~40 年度 (2019~2028 年度)

【基本理念】

- ・「市民一人ひとりが安全・安心で快適に暮らせる『豊かな住生活』の実現」
- ・「市民一人ひとりが『住み良さを実感できる住生活』の実現」

【基本方針】

1. 若者・子育て世帯が住み続けられる住まいづくり

- (I) 若者・子育て世帯の居住の支援
- (Ⅱ) 子育てしやすい居住環境の整備

2. 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり

- (I) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる住宅ストックの形成
- (Ⅱ) 高齢者、障がい者等が暮らしやすい居住環境の整備

3. 移住・定住の希望がかなえられる住まいづくり

- (Ⅰ)空家を活用した居住の促進
- (Ⅱ)移住希望者の総合的な支援

4. 安全・安心で快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成

- (I)質の高い住宅の普及
- (Ⅱ)環境と調和した住宅の普及
- (Ⅲ) 住宅の安全性の向上
- (IV) 適切なリフォームの促進
- (V) 既存住宅の流通の促進

5. 良好な居住環境の形成と住宅地の魅力の向上

- (I) 良好な居住環境の整備
- (Ⅱ)良質な宅地の供給
- (Ⅲ) 環境と調和した住まいづくり
- (IV) 住宅地の安全性の向上

6. 市民、事業者等と行政との協働による住まいづくり

- (I) 地域運営組織との協働による住まいづくり
- (Ⅱ) 住宅関連事業者との協働

7. 誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築

- (I) 住宅確保要配慮者の居住の支援
- (Ⅱ) 市営住宅の計画的な整備等
- (Ⅲ) 市営住宅の有効活用

【都市づくりに特に関連する施策】

《子育て支援》 ・子育て支援施設の充実、遊び場・公園等の整備による子育てしやすい居住 環境の整備等により子育て世帯の居住を支援

《高齢者支援》 ・包括ケアシステムの構築等により、福祉施策等と連携して高齢者の居住を 支援

《空家活用》 ・空家に係る情報提供の充実、支援制度の周知、活用の促進等、空家の有効 活用により移住・定住を促進

《防災性向上》・住宅の火災への備え、耐震化の促進、土砂災害対策等を通じて、関係部局 と連携を図りながら、住宅、住宅地の防災性の向上を図る

《市 営 住 宅》 ・「新見市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な整備を進め、 住宅セーフティネット機能の向上を図る





新見市空家等対策計画

策定年次:平成 30 年 3 月 **目標年次**:平成 29~33 年度 (2017~2021 年度)

【基本理念】

- ①「空家等の発生・増加を抑制する」
- ②「適切に管理されていない空家等の解消を促進する」
- ③「空家等の流通・有効活用を促進する」

【基本方針】

1. 空家等の発生・増加を抑制する

(Ⅰ) 所有者による管理が原則

空家等を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用することを所有者等に求める 所有者への情報提供(所有者の責務、空家等の状況、空家等が及ぼす周辺への影響、 制度等)

(Ⅱ)管理不全予防対策

固定資産税納税通知書の活用

多様な媒体による広報活動の検討

住宅改修補助事業

木造住宅耐震診断補助事業

木造住宅耐震改修補助事業

2. 適切に管理されていない空家等の解消を促進する

(I) 適正管理対策

空家実態調査の実施

空家法や条例に基づく措置

財産管理制度の活用

成年後見制度等の適用検討

(Ⅱ) 地域の取組促進対策

応急措置補助事業

地域内の空家対策を支援する協力事業者の紹介

(Ⅲ)支援対策

空家等適正管理支援事業 (除却)

相続や管理、売買に係る協力事業者の紹介

経済的負担困難者への支援の検討

3. 空家等の流通・有効活用を促進する

(I) 定住に向けた対策

移住者拠点施設整備

市外遠距離通勤者定住支援奨励金 等

(Ⅱ) 空家活用への対策

空き家活用推進事業補助金(市外)

空き家再生支援事業の創設等

(Ⅲ) 空き店舗活用への対策

創業支援事業補助金

新見市経営革新支援事業補助金

【都市づくりに特に関連する施策】

《適正管理》・空家実態調査の実施

・空家法や条例に基づく措置(指導・命令等)の実施

《定住促進》・移住者拠点施設の整備





新見市環境基本計画

策定年次:平成 30 年 3 月 **目標年次**:平成 25~34 年度 (2013~2022 年度)

【基本理念】

- ① 『あたたかい「福祉のまち」~笑顔があふれ みんなが手をとりあうあたたかいまち~』
- ② 『はばたく「産業のまち」~新たな価値の創造 地域資源が世界にはばたくまち~』
- ③ 『ゆたかな「文化のまち」~いにしえと未来 人と人をつなぐ 心ゆたかなまち~』
- ④ 『かいてきな「環境のまち」~安全・安心を実感できる快適なまち~』

【基本方針】

1. 快適に暮らせるまち

健康や生活環境の被害を防止して、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、 快適環境の保全(公害防止)等の基本施策を展開

2. 自然と共生するまち

自然環境を保全するとともに、人と自然が共生していくことを目指し、野生動植物の保護、森林・農地の保全と整備等の基本施策を展開

3. 歴史と文化を感じるまち

中世・近世ともに豊富な歴史的遺産を持つ本市特有のまちづくりを目指し、緑地と都市環境の創造と保全等の基本施策を展開

4. 資源の循環するまち

持続的に発展する循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理やごみの減量化・リサイクルの基本施策を展開

5. 環境にやさしいまち

限りある資源の有効利用や新エネルギーの導入、省エネルギー型のライフスタイルを実 践して、環境への負荷を減少し、地球にやさしいまちづくりを目指す基本施策を展開

6. 環境を守るまち

市民・事業者・行政が環境保全活動に自主的に取り組むことを目指す。快適で良好な環境を守り育てるための基本施策を展開

【都市づくりに特に関連する施策】

《水 資 源》 ・老朽水道施設の改修等による安全な水道水供給

生活排水処理施設の整備

《河 川》・河川、水路沿いの遊歩道・散策路の保全等による水辺環境の保全・整備

《土地 利用》 ・都市計画区域内の用途地域指定に沿った秩序ある土地利用の推進

・許可制度の適正な運用

《緑地・公園》・施設緑化(都市公園、公共施設緑地等)の保全・整備

《都市環境》・道路網の整備・強化

・歩道と車道の分離を促進

・自転車専用レーンの設置の促進

・空家の有効活用の検討

・「空家等適正管理支援事業」等による空家の適正管理

《文 化》・史跡等の周辺の自然環境と一体となった保全・活用





2-4 上位・関連計画のまとめ

上位計画・関連計画等と立地適正化計画との主な関連事項を整理します。

■上位計画・関連計画等と立地適正化計画との主な関連事項

■上世計画・民産計画寺と立地過上市画との土の民産事項			
関連計画等	基本理念(将来像)	立地適正化計画との主な関連事項	
第3次新見市総合計画	人と地域が輝き 未来につながる源流共生のまち・にいみ	《目標・施策》 ・地域資源を磨き、交流を促進しにぎわいを創出 ・災害に強い都市基盤の整備 ・強靭で、機能的な道路ネットワークの確保 ・質と量の確保、向上に努め快適な住環境を提供 ・既存の交通資源を活用し持続可能な公共交通を提供	
新見都市計画 区域の整備、 開発及び保全 の方針 (都市計画区 域マスタープ ラン)	県北西部の中心にふさわし い活力ある都市づくり	 《目標》 ・人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり ・にぎわいのある市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり ・安全・安心で暮らしやすい都市づくり ・環境にやさしい都市づくり ・産業振興による活力のある都市づくり ・個性と魅力あふれる都市づくり ・連携による相互補完を目指した都市づくり 	
新見市都市計 画マスタープ ラン	未来につなぐ「産業・健康・ 自然」共生のまち・にいみ	 《目標》 1. 計画的な土地利用・都市施設整備によるまとまりのある都市環境の形成 2. 地域の活力と利便性、安全性を高めるバランスのとれた都市環境の形成 3. 地域の自然と都市が共生する人にやさしい都市環境の形成 4. 市民と行政の協働による都市づくりの推進 	
新見市過疎地 域自立促進市 町村計画	・あたたかい『福祉のまち』 ・はばたく『産業のまち』 ・ゆたかな『文化のまち』 ・かいてきな『環境のまち』	 <u>《基本方針》</u> 1. 産業の振興 2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 3. 生活環境の整備 4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 5. 医療の確保 6. 教育の振興 7. 地域文化の振興等 8. 集落の整備 	
新見市版地域 共生社会構築 計画	人と地域が元気なまち	 <u>《目標・施策》</u> ・地域運営組織の拠点施設として空家・空き店舗の活用を検討 ・大学のシンクタンク機能の活用、地域への学びの場の提供、ボランティア活動等の支援 ・民間活力による学生の居住スペースを核とした新見駅西側の整備 	
新見市地域公 共交通会議及 び関連事業	市民生活と地域の魅力を高める市民主体の公共交通	<u>《基本方針・目標》</u> 1. 市民の生活を支える持続可能な地域公共交通 2. 利便性の高い新見市全体の公共交通ネットワーク 3. 中心市街地における移動の利便性を向上させる公共交通	





関連計画等	基本理念(将来像)	立地適正化計画との主な関連事項
新見市公共施設等総合管理計画	公共サービス水準の維持・向上のため、継続的に公共施設等の把握及び分析を行い、『量』、『質』、『コスト』を見直すことで、施設機能の向上を図る	
新見市住生活 基本計画	・市民一人ひとりが安全・安 心で快適に暮らせる『豊か な住生活』の実現 ・市民一人ひとりが『住み良 さを実感できる住生活』の 実現	<u>《基本方針》</u> 1. 若者・子育て世帯が住み続けられる住まいづくり 2. 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まいづくり 3. 移住・定住の希望がかなえられる住まいづくり 4. 安全・安心で快適に暮らせる良質な住宅ストックの形成 5. 良好な居住環境の形成と住宅地の魅力の向上 6. 市民、事業者等と行政との協働による住まいづくり 7. 誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの構築
新見市空家等 対策計画	・空家等の発生・増加を抑制 する ・適切に管理されていない 空家等の解消を促進する ・空家等の流通・有効活用を 促進する	《基本方針》 1. 空家等の発生・増加を抑制する 2. 適切に管理されていない空家等の解消を促進する 3. 空家等の流通・有効活用を促進する
新見市環境基本計画	・あたたかい『福祉のまち』 ・はばたく『産業のまち』 ・ゆたかな『文化のまち』 ・かいてきな『環境のまち』	《基本方針》1. 快適に暮らせるまち2. 自然と共生するまち3. 歴史と文化を感じるまち4. 資源の循環するまち5. 環境にやさしいまち6. 環境を守るまち

以上から「立地適正化計画に踏まえるべき視点」を以下のように整理します。

■上位・関連計画と「立地適正化計画に踏まえるべき視点」(キーワード)

【社会的要求に対応した都市機能の充実】

- ○子育て支援、高齢者福祉支援
- ○魅力ある住宅供給と快適な住環境の整備
- ○産業振興、企業誘致による活力の増進
- ○公共交通網、交通ネットワークの充実
- ○災害に強いまちづくりの推進
- ○自然資源の保全と利活用
- ○歴史・文化資源等を活用したにぎわい創出、 魅力向上
- ○市民と行政との協働、官民学連携の体制構築

【都市機能の効率化】

- ○多極ネットワーク型のまちづくり
- ○公共施設、サービスの効率的な運営・管理
- ○既存ストックの活用による効率化
- ○広域連携による効率化
- ○民間活力の導入による効率化